

豊かな森の恵み創造事業実施要領

令和3年11月5日
3林第553号
最終改正 令和5年2月3日
5林第38号

第1 趣旨

豊かな森の恵み創造事業（以下「本事業」という。）は、特用林産物の生産振興による地域林業の活性化を通して、森林の多面的機能の維持増進を図るものであり、この要領は、本事業について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及び豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特用林産物 食用のきのこ類、樹実類、漆、竹材等をいう。
- （2）特用樹林 特用林産物を生産する森林等をいう。

第3 補助対象事業等

本事業における事業種目、補助対象経費、補助金額の上限、事業を実施する者（以下「事業主体」という。）及び府からの補助金の交付を受ける者（以下「補助対象者」という。）は別表1のとおりとする。

- 2 本事業の事業主体の所在地、事業実施箇所及び装置・機械等の設置箇所は、府内に限るものとする。
- 3 補助対象経費が、国、地方自治体その他の機関から受ける同種の補助金等と重複する場合は、本事業の対象としない。

第4 実施計画の協議及び補助対象事業の決定

交付要綱第3条の規定による実施計画の協議について、補助対象者は、事業実施計画書（別記第1号様式）により、知事が別に定める期日までに行うものとする。

- 2 知事は、提出のあった事業実施計画書の内容について、別表2の採択に係る指標に基づき検討の上、予算の範囲内で補助対象事業を決定する。

第5 事業実施計画協議結果の通知

知事は、第4の規定による実施計画の協議結果を補助対象者及び関係市町村長に対し通知するものとする。

第6 交付決定前着手届

補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請を行った日から当該申請に係る補助金の交付決定前までに事業を実施しようとする場合において、交付決定前着手届（別記第2号様式）を知事に提出したときは、この限りでない。

第7 事業内容の変更

第4の規定により協議した実施計画について、変更を行おうとする補助対象者は、変更計画書（別記第3号様式）を知事に提出し、事前に承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、事業内容の変更又は補助金の増額を伴わないものであって、補助対象経費の増額又は3割以内の減額とする。

第8 実績報告

交付要綱第6条に規定する実績報告書について補助対象者は、事業実施報告書（別記第4号様式）に事業実施箇所の位置図、平面図、事業を実施したことがわかる写真、対象経費を支払ったことがわかる資料を添え、事業完了から1箇月後又は、事業実施年度の3月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

第9 書類の提出等

補助対象者が知事に提出する書類は、1部とし、事業実施箇所を所管する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあつては京都府京都林務事務所の長。以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。

第10 書類の整備

補助対象者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これら書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第11 財産の管理及び処分

補助対象者は、補助対象事業が完了した後も補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、取得財産管理台帳（別記第5号様式）を設け、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。
- 4 知事は、規則第19条の承認を受けた補助対象者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

第12 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。
附 則（令和5年2月3日付け5林第38号）
 - 1 この要領は、令和5年2月3日から適用する。

別表 1

事業種目	補助対象経費※ ²	補助金額の上限	事業主体	補助対象者
特用林産物※ ¹ の生産 基盤の整備	特用樹林造成、獣害対策施設設置、ほだ場等造成及びこれに付随する作業道等の整備に要する経費※ ³	事業主体当たりの補助金額 の上限は50万円とする	市町村、森林組合、生産 森林組合、森林組合連 合会、農業協同組合、農 業協同組合連合会、特 用林産物を生産する法 人、林業者等の組織す る団体※ ⁵	事業主体。ただし、市町 村以外が事業主体であ る場合において、当該事 業主体の事業に対し、市 町村が補助するときは、 当該市町村を補助対象 者とすることができる。
特用林産物※ ¹ の生産 に必要な施設の整備	特用林産物の生産施設装置、生産用機械、加工 ・貯蔵施設装置の整備に要する経費※ ⁴	事業主体当たりの補助金額 の上限は150万円※ ⁶ とする		

※¹：特用林産物のうち、山菜・薬草等は対象としない。

※²：補助対象経費には、消費税を含まないものとする。

※³：ほだ木や種菌等の購入に要する経常的経費は除く。

※⁴：専ら対象品目の生産・加工・貯蔵に使用される施設を対象とし、本事業名及び事業実施年度を装置・機械等に明示すること。

※⁵：林業者等の組織する団体は3名以上の林業者が加入しているものとし、法人格の有無は問わない。

※⁶：「京のブランド産品」として認定されている特用林産物の生産に必要であって、受益戸数が50戸を超える施設の整備においては、300万円とする。

別表 2

採択に係る指標

	項目	評価指標
1	府施策との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の趣旨に沿った実施計画となっているか。 ・ 京都府の普及計画等において推奨される品目に係る実施計画となっているか。
2	事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成のために必要な実施計画となっているか。 ・ 早期に取り組むべき実施計画となっているか。
3	事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該品目の生産量又は生産額を増加させる実施計画となっているか。 ・ 目標に応じた受益戸数となっているか。
4	地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特産物の生産振興や森林整備に貢献する取り組みとなっているか。 ・ 実施計画が先進的、先導的な取り組みとなっているか。
5	事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に事業を遂行し、完了後も目標達成のため継続して実施できる体制となっているか。

京都府知事

様

（補助対象者）

所在地

団体名

代表者

年度豊かな森の恵み創造事業実施計画書の提出について

年度において豊かな森の恵み創造事業を実施したいので、下記のとおり事業実施計画書を提出します。

記

【豊かな森の恵み創造事業実施計画書】

1 実施計画概要

事業種目	特用林産物の生産基盤の整備		
※該当種目に○	特用林産物の生産に必要な施設の整備		
事業実施箇所		対象品目	
装置・機械等の設置箇所			
生産量	現状値	(~ 年度)	目標値 (年度)
生産額	現状値	(~ 年度)	目標値 (年度)
受益戸数			
事業の必要性			
事業内容			
目 標			
実施予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		

※現状値は過去3年間の平均値とし、目標年度は、事業完了の翌年度から起算して3年目とする。なお、これにより難しい場合は、その理由を整理した書面を添付するものとする。

2 実施計画詳細

工種	区分	数量	単位	備考

年 月 日

京都府知事 様

（補助対象者）

所在地

団体名

代表者

年度豊かな森の恵み創造事業交付決定前着手届

下記事業について、留意事項を遵守して早期に着手したいので、豊かな森の恵み創造事業実施要領第6の規定により届け出ます。

記

1 事業名

2 事業主体

3 事業実施箇所

4 着手予定年月日

5 完了予定年月日

6 早期着手が必要な理由

7 その他

- (1) 本事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの間、計画変更を行いません。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間に生じた天災地変等により、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担します。
- (3) 補助金交付決定を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議ありません。

第3号様式 変更計画書（第7関連）

年 月 日

京都府知事 様

（補助対象者）
所在地
団体名
代表者

年度豊かな森の恵み創造事業変更計画書の提出について

年度において豊かな森の恵み創造事業実施計画書を変更したいので、下記のとおり事業変更計画書を提出します。

記

【豊かな森の恵み創造事業変更計画書】

※別記第1号様式の豊かな森の恵み創造事業実施計画書の各項目について、変更前上段、変更後下段の2段書きとし記入すること

第4号様式 事業実施報告書（第8関連）

【豊かな森の恵み創造事業実施報告書】

1 事業実施概要

事業種目 ※該当種目に○	特用林産物の生産基盤の整備			
	特用林産物の生産に必要な施設の整備			
事業実施箇所		対象品目		
装置・機械等の設置箇所				
生産量	現状値	(~ 年度)	目標値	(年度)
生産額	現状値	(~ 年度)	目標値	(年度)
受益戸数				
事業の必要性				
事業内容				
目標				
実施工期	年 月 日 ~ 年 月 日			

※現状値は過去3年間の平均値とし、目標年度は、事業完了の翌年度から起算して3年目とする。なお、これにより難しい場合は、その理由を整理した書面を添付するものとする。

2 事業実施詳細

工種	区分	数量	単位	備考

3 収支決算

(円)

全体事業費	補助対象経費 (税抜き)	負担区分		
		府補助金額	自己資金	その他 ()

4 事業費支出明細

補助対象経費	予算額 (円)	算出内訳	領収書等番号
			No.
			No.
			No.
			No.

5 事業主体

名 称			
主たる事務所の所在地	TEL	E-mail	
代表者名	(役職名)	(氏名)	
担当者名	(氏名)	(連絡先)	

6 添付書類

- ①対象経費を支払ったことがわかる資料 (領収書など)
- ②事業実施箇所の位置図・平面図
- ③事業を実施したことがわかる写真
- ④その他参考となる資料

第5号様式 豊かな森の恵み創造事業 取得財産管理台帳（第11関連）

（補助対象者： ）

整備 年度	実施主体	実施場所	取得財産名 (規模等)	工期		経費の配分 (千円)			処分制限 期間又は 転用制限 期間	左の期限 年度	処分の 状況	備 考	
				着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分						
							府 費	市町村費					その他 ()

(注)

- 1 「処分の状況」欄には、整備後の、増改築、模様替え等の届出年月日、処分及び転用等の承認年月日等、施設管理に関する手続き処理の経過について記入する。
- 2 管理台帳には、完成図面及び完成写真を添付するものとする。